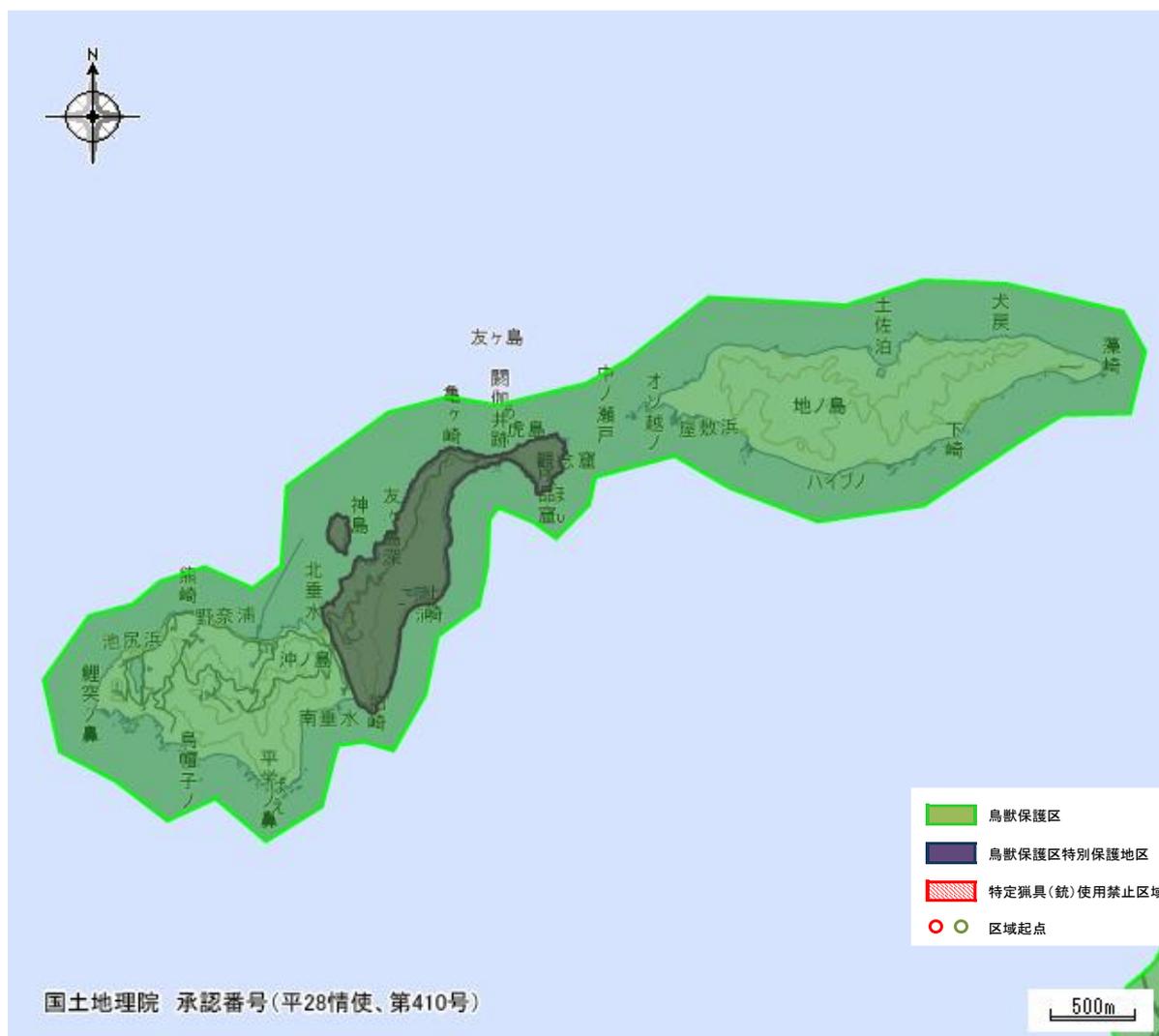


鳥獣保護区の指定概要

地図番号	1	区域の名称	友ヶ島 鳥獣保護区		
区域面積	鳥獣保護区	1200.0ha	うち特別保護地区	79.0ha	県指定
指定期間	令和4年11月 1日 から 令和14年10月31日まで				
指定区域	<p>和歌山市加太地内の沖ノ島、虎島、地ノ島及び神島並びにこれら4島の満潮時における海岸線から300メートルの海面を含む区域</p> <p>【特別保護地区】</p> <p>友ヶ島鳥獣保護区のうち、沖ノ島地内南垂水キャンプ場の南岸発電棟を起点として、同所からキャンプ場広場の東端道路を経て北垂水の海岸線との交点に至り、同所から海岸線を北東に進み亀ヶ崎を経て虎島東端に至り、同所から海岸線を南進し序品窟を経て海岸線を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域及び神島一円を含む区域</p>				

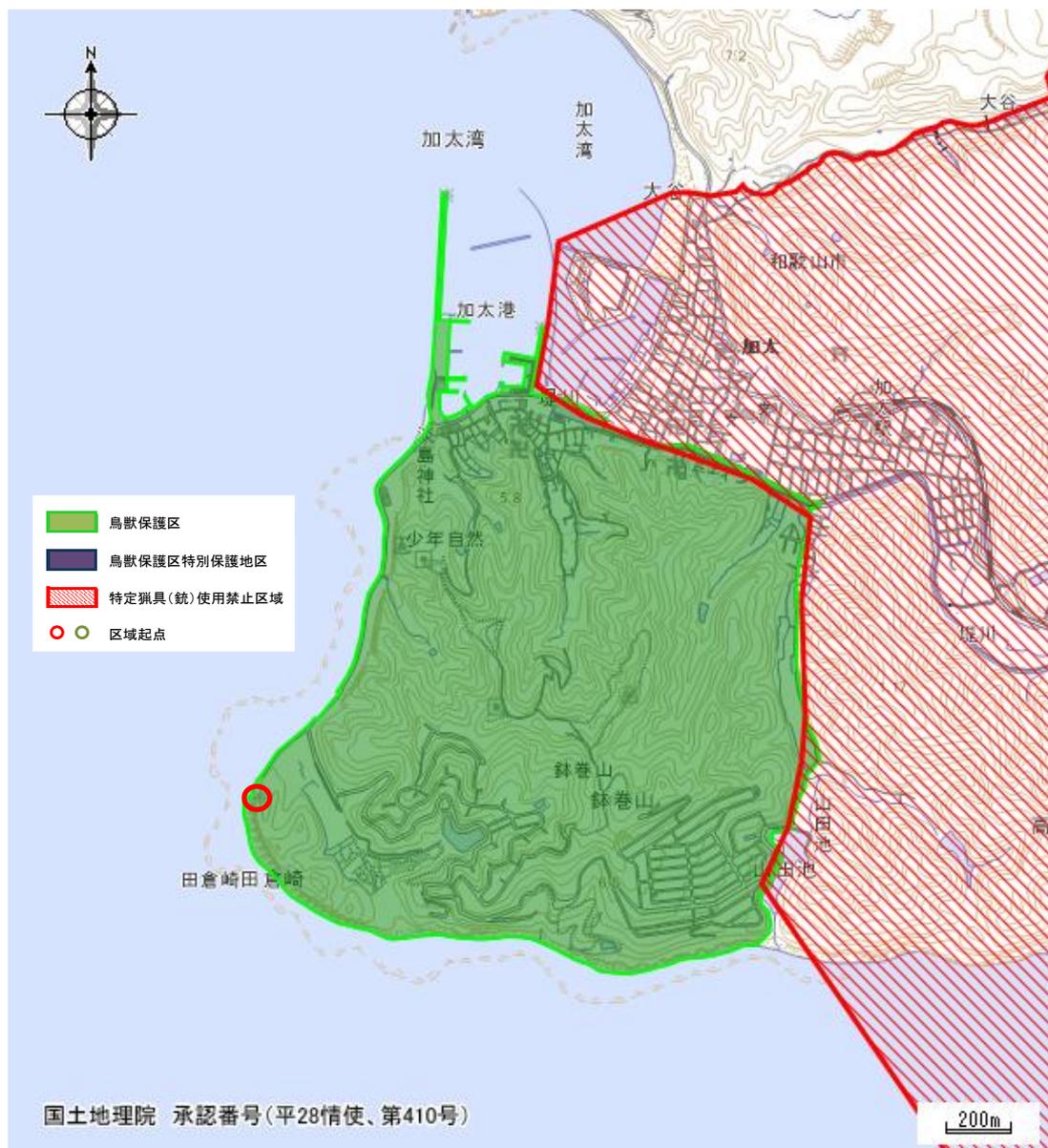
参考図面



鳥獣保護区の指定概要

地図番号	2	区域の名称	加太南部 鳥獣保護区		
区域面積	鳥獣保護区	192.0ha	うち特別保護地区	0.0ha	県指定
指定期間	令和5年11月 1日 から 令和15年10月31日まで				
指定区域	和歌山市加太地内の田倉崎灯台を起点として、同所から海岸線に沿って北進し堤川河口に至り、同所から同川の右岸に沿って東進し市道加太50号線との交点にかかる橋(通称白橋)に至り、同所から同橋を渡り同市道を南進し山田池に至り、同所から山田池に沿って山道を南進し海岸線に至り、同所から同海岸線に沿って西進し起点に至る線に囲まれた区域				

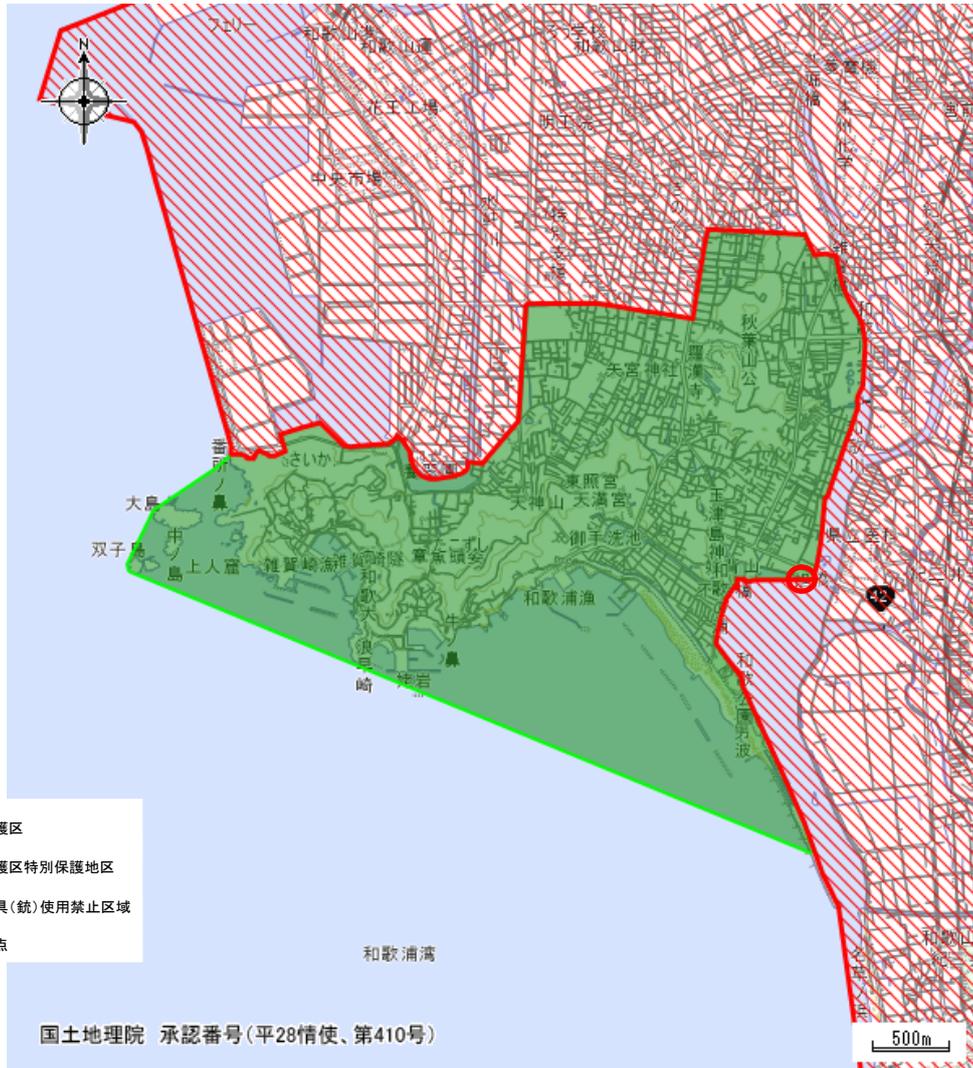
参考図面



鳥獣保護区の指定概要

地図番号	3	区域の名称	和歌浦 鳥獣保護区		
区域面積	鳥獣保護区	803.0ha	うち特別保護地区	0.0ha	県指定
指定期間	令和5年11月 1日 から 令和15年10月31日まで				
指定区域	和歌山市和歌浦地内の旭橋西詰を起点として、同所と和歌浦中三丁目観海閣に架かる三断橋とを結び、あしべ橋を経て和歌川河口防波堤(片男波)先端に至り、同所から海上を西北西に進み浪早崎を経て双子島西端に至り、同島から大島西端を経て大浦崎に至り、同所から雑賀崎北面の山林縁に沿って東進し和歌山下津港2号臨港道路に至り、更に同道路を東進し水軒川河口に至り、同川右岸に沿って上り、養翠橋を経て県道新和歌浦梅原線(海岸通り)から県道新和歌浦梅原線(大浦街道)に至り、同県道を北進し県道和歌山橋本線との交点に至り、同県道を東進し国道42号との交点(水軒川交差点)に至り、同国道を北進し市道水軒小雑賀線との交点(高松交差点)に至り、同市道を東進し小雑賀橋西詰に至り、同所から和歌川右岸に沿って南進し起点に至る線に囲まれた区域				

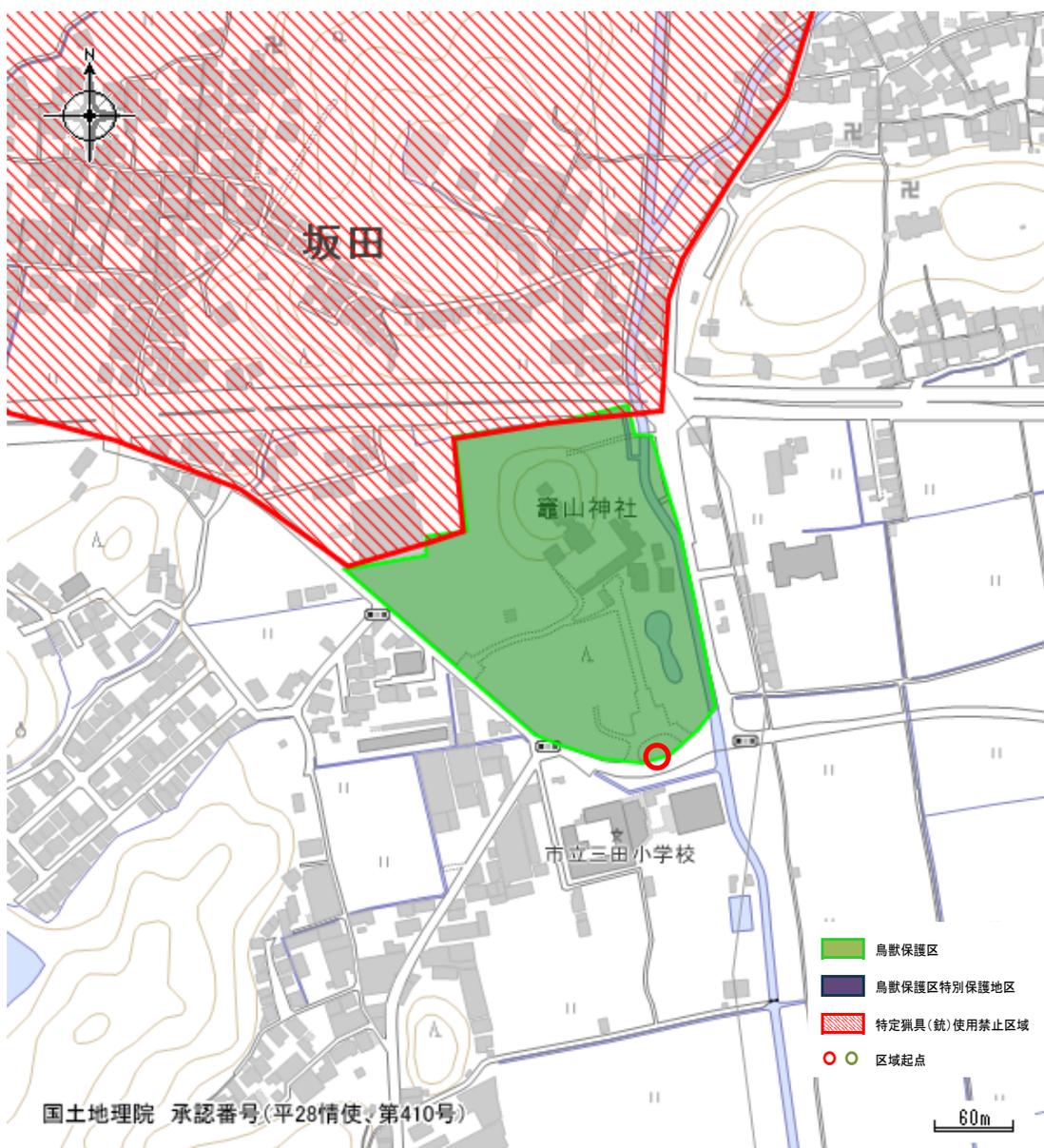
参考図面



鳥獣保護区の指定概要

地図番号	30	区域の名称	竈山 鳥獣保護区		
区域面積	鳥獣保護区	3.0ha	うち特別保護地区	0.0ha	県指定
指定期間	令和元年11月 1日 から 令和11年10月31日まで				
指定区域	和歌山市和田438番地竈山神社正門入口を起点とし、県道三田海南線を北西に進み県道三田三葛線との接点に至り、同所から県道三田三葛線を北西に進み同神社所有地西端に至り、同所から同神社所有地隣接地の水路を東進し名草川に至り、同川を南に約25メートル進み同川に架設の橋東詰で県道秋月海南線に接し、同所から同県道を南進し雄詰橋に至り、同所から県道三田海南線を西進し起点に至る線に囲まれた区域				

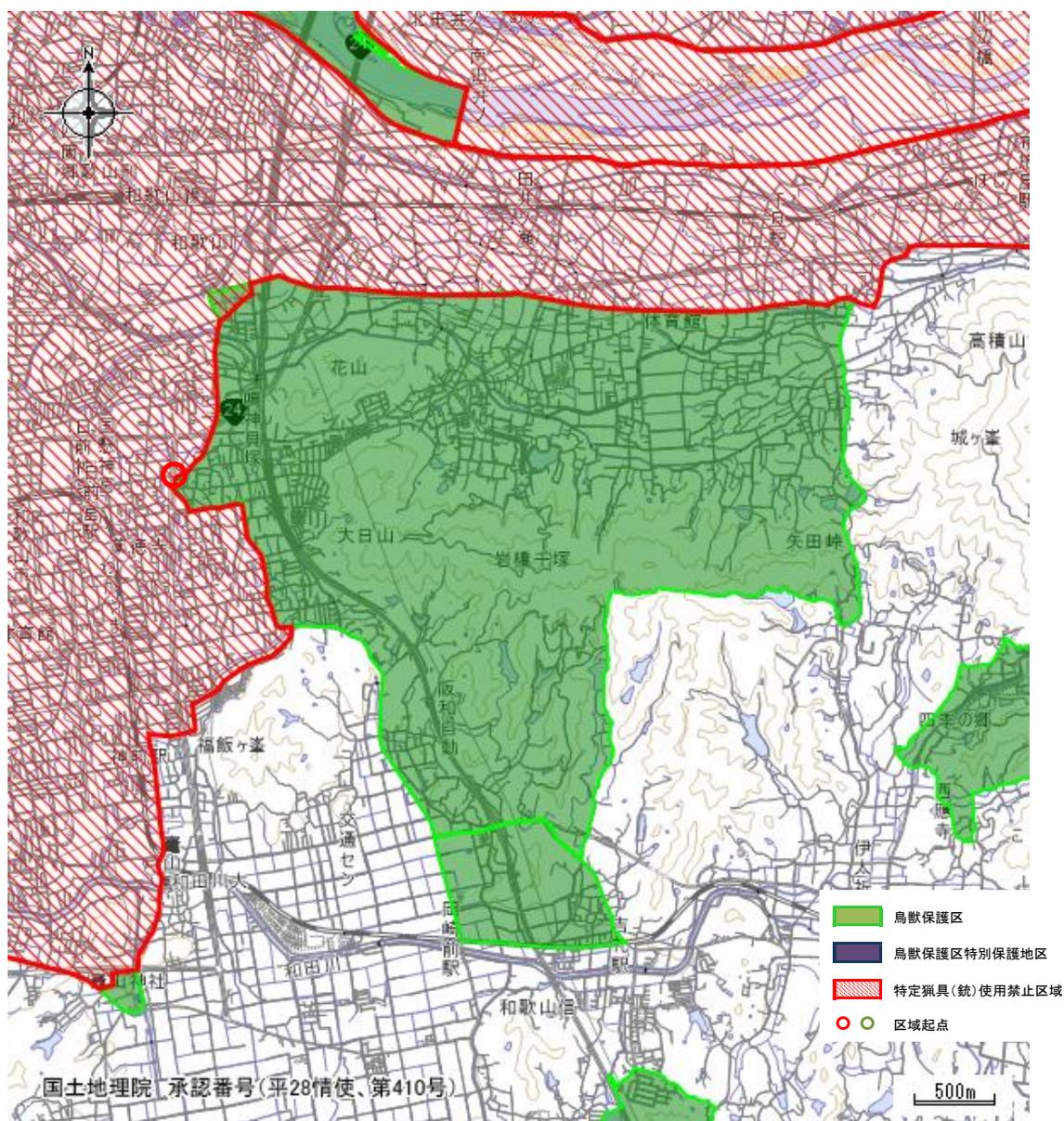
参考図面



鳥獣保護区の指定概要

地図番号	38	区域の名称	紀伊風土記の丘 鳥獣保護区		
区域面積	鳥獣保護区	850.0ha	うち特別保護地区	0.0ha	県指定
指定期間	令和3年11月 1日 から 令和13年10月31日まで				
指定区域	<p>和歌山市宮地区鳴神地内の県道井ノ口秋月線と県道八軒家鳴神線との交点を起点として、同所から県道八軒家鳴神線を北進し市道市駅小倉線との交点に至り、同所から同市道を東進し県道井ノ口秋月線に接し西和佐地区岩橋地内から旧井ノ口秋月線に接し和佐地区井ノ口地内の宮井川橋詰に至り、同所から県道岩出海南線を南進し和佐地区禰宜から矢田峠を経て東山東地区明王寺新出に至り、同所から取子池を経て東山東地区平尾地内から西山東地区吉礼地内を経て岡崎地区西地内と和佐地区下和佐地内に通じる農道との交点に至り、同所から同農道を南下し県道和歌山野上線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み県道と歌山橋本線との交点に至り、同所から同県道を西進し岡崎地区寺内地内にて県道と和歌山野上線との交点に至り、同所から同県道を北進し岡崎地区井辺地内を経て宮地区鳴神地内から県道井ノ口秋月線及び県道八軒家鳴神線に接し起点に至る線に囲まれた区域</p>				

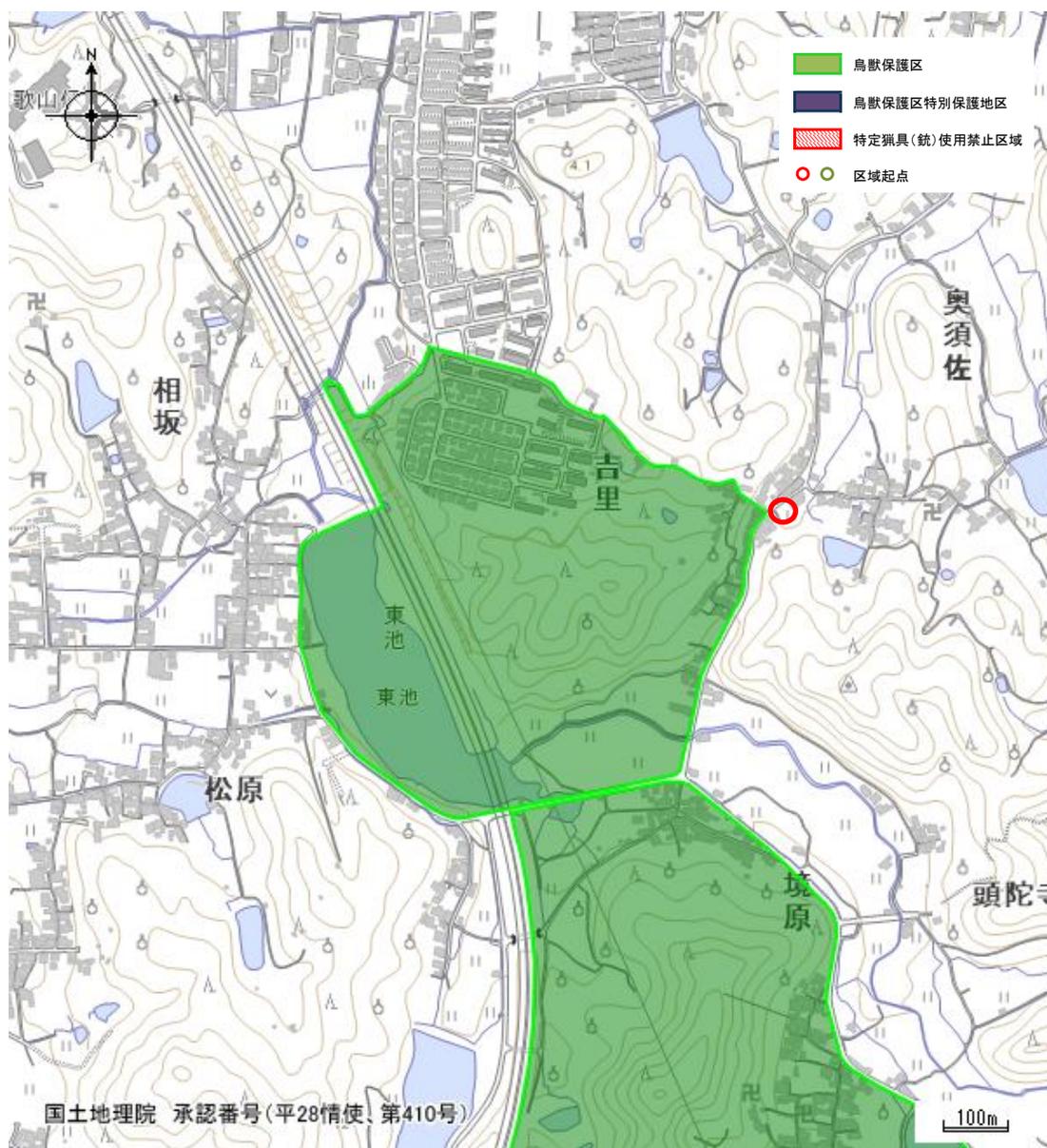
参考図面



鳥獣保護区の指定概要

地図番号	43	区域の名称	吉里 鳥獣保護区	
区域面積	鳥獣保護区	36.0ha	うち特別保護地区	0.0ha 県指定
指定期間	令和4年11月 1日 から 令和14年10月31日まで			
指定区域	和歌山市吉里地区内の県道岩出海南線と市道西山東42号線との交点を起点として県道岩出海南線を南西に進み県道沖野々森小手穂線との交点に至り、同所から同県道を西進し市道安原123号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み東池北西隅に至り、同池堤防を北東に進み同池北東隅に至り、同所から阪和自動車道に沿って北西に進み市道安原121号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道西山東42号線を経て起点に至る線に囲まれた区域			

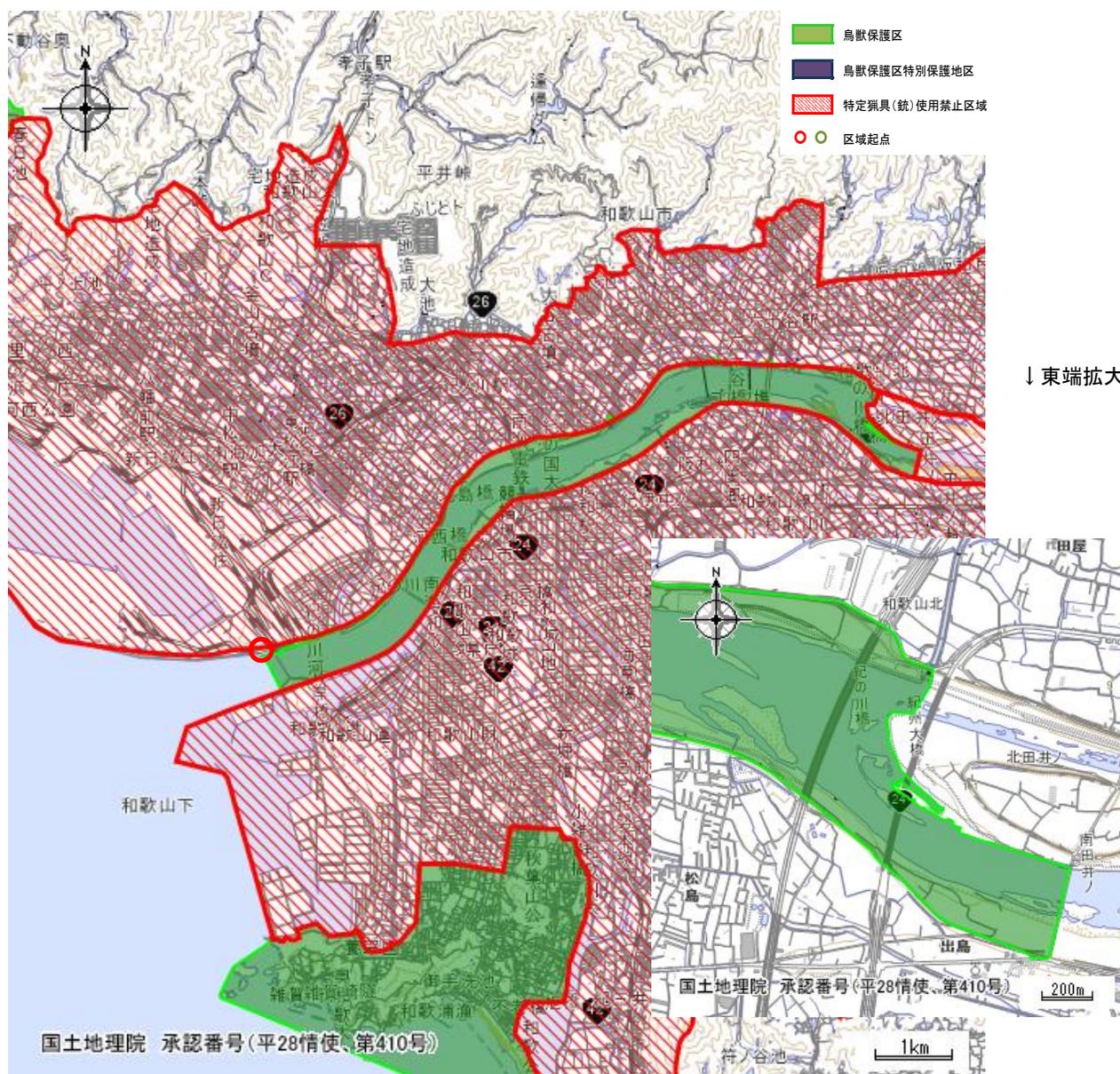
参考図面



鳥獣保護区の指定概要

地図番号	49	区域の名称	紀ノ川 鳥獣保護区	
区域面積	鳥獣保護区	532.0ha	うち特別保護地区	0.0ha
指定期間	令和6年11月1日 から 令和16年10月31日まで			
指定区域	和歌山市湊地内紀ノ川河口右岸先端を起点として、堤防を上流に進み、紀ノ川河口大橋、紀ノ川大橋、北島橋、紀の国大橋、紀ノ川大堰、六十谷橋及び阪和自動車道紀ノ川橋北詰を経て高川樋門に至り、同所から中州河川敷と水面との接線に沿って南進し中州河川敷先端に至り、同所から中州河川敷と本流水面との接線に沿って東進し南田井ノ瀬橋北詰に至り、同所から同橋を南進し左岸堤防に至り、同所から同堤防に沿って西進し紀ノ川河口左岸先端(青岸)に至り、同所から起点を見通した線に囲まれた区域			

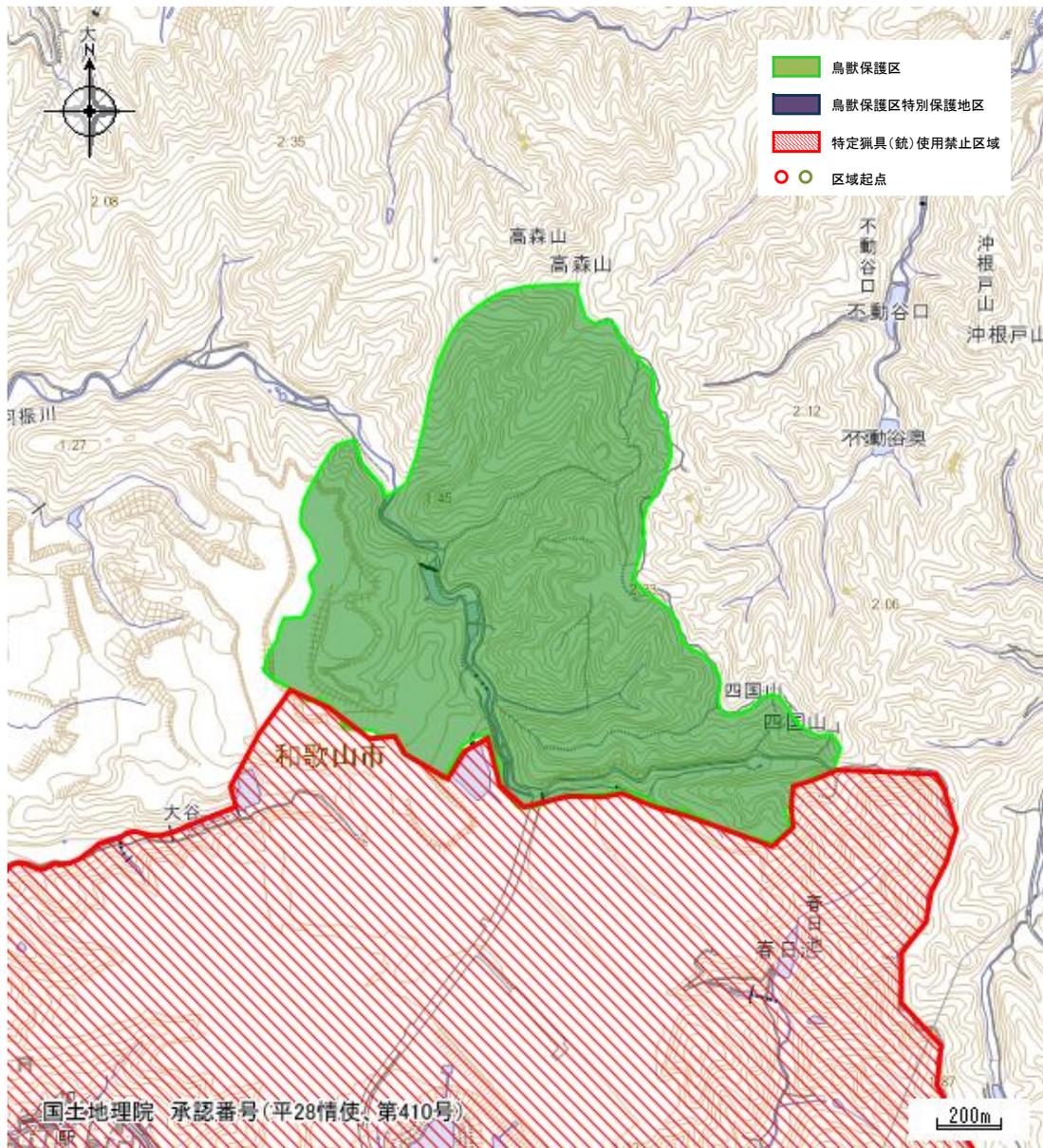
参考図面



鳥獣保護区の指定概要

地図番号	61	区域の名称	和歌山市森林公園 鳥獣保護区		
区域面積	鳥獣保護区	123.0ha	うち特別保護地区	0.0ha	県指定
指定期間	令和2年11月 1日 から 令和12年10月31日まで				
指定区域	和歌山市森林公園の区域				

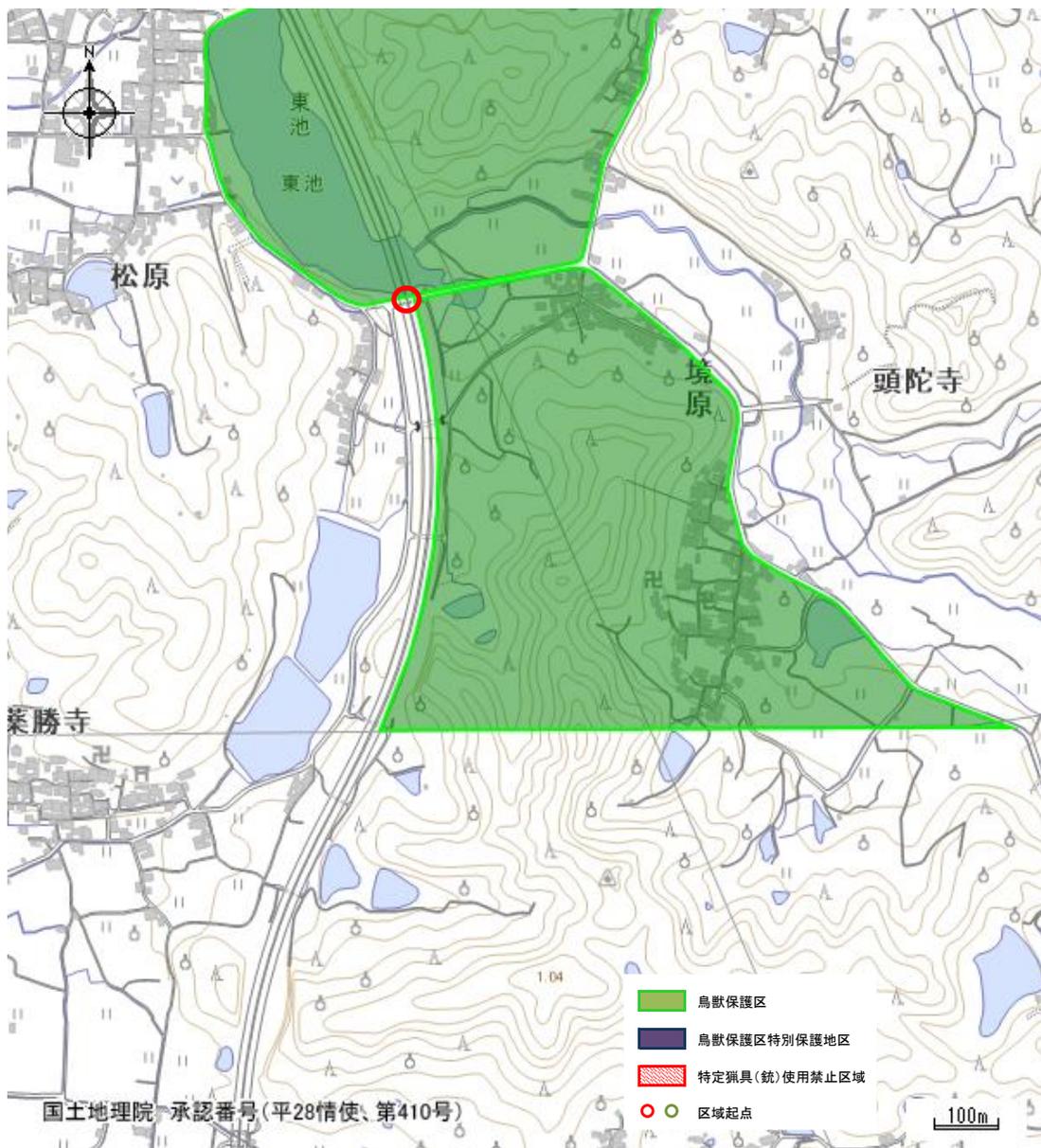
参考図面



鳥獣保護区の指定概要

地図番号	62	区域の名称	境原 鳥獣保護区		
区域面積	鳥獣保護区	39.0ha	うち特別保護地区	0.0ha	県指定
指定期間	令和2年11月 1日 から 令和12年10月31日まで				
指定区域	阪和自動車道と県道沖野々森小手穂線との交点を起点として、同県道を東進し県道岩出海南線との交点より南東に進み関西電力送電線との交点に至り、同所から同送電線を西進し阪和自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を北進し起点に至る線に囲まれた区域				

参考図面



鳥獣保護区の指定概要

地図番号	86	区域の名称	東山東 鳥獣保護区	
区域面積	鳥獣保護区	73.0ha	うち特別保護地区	0.0ha
指定期間	令和3年11月 1日 から 令和13年10月31日まで			
指定区域	和歌山市平尾地内の市道9号線と市道23号線との交点を起点として、市道9号線を北東に進み市道8号線との交点に至り、同市道を東進し金谷峠に至る農道との交点に至り、同農道を東進し金谷峠に至り、同所より谷に沿って南進し皿池西側を経て北池に至り、北池西側を経て市道25号線に入り、同市道を西進し市道23号線との交点に至り、同市道を北西に進み起点に至る線に囲まれた区域			

参考図面

